

議第6号

多治見都市計画道路の変更について

(岐阜県決定)

令和3年3月24日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第343号の3

岐阜県都市計画審議会

多治見都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和3年3月1日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

多治見都市計画道路の変更（岐阜県決定）

都市計画道路中 3・5・21 号市之倉線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・21	市之倉線	多治見市市之倉町3丁目	多治見市市之倉町13丁目	多治見市市之倉町2丁目	約 3,850m	地表式	2車線	12m	幹線街路 3・4・3 岡岡市之倉線と立体交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

事業者による詳細な計画の立案を行ったところ、一部の区間で崩落地に対して近接した切土となり、隣接する民家等へ土砂崩落や落石等の被害が懸念されるため、一部道路線形を変更するものである。

多治見都市計画道路の変更に関する補足説明

1 変更内容

種別	名称		変更内容
	番号	路線名	
幹線街路	3・5・21	市之倉線	○区域の変更 L=約 890m (線形変更) ○延長変更 L=約 3,840m → 約 3,850m

2 関係機関との協議 多治見市

3 縦覧期間 令和2年11月10日 ～ 令和2年11月24日

4 意見書の提出 0件

理 由 書 (多治見都市計画道路 3・5・21市之倉線)

多治見都市計画区域マスタープラン及び多治見市都市計画マスタープランでは、都市計画道路の整備による他都市との連携強化、広域交通網の充実、円滑な自動車交通の確保を進めることとしており、3・5・21市之倉線（以下「当該路線」という）は優先的に整備を予定する施設として位置づけられている。

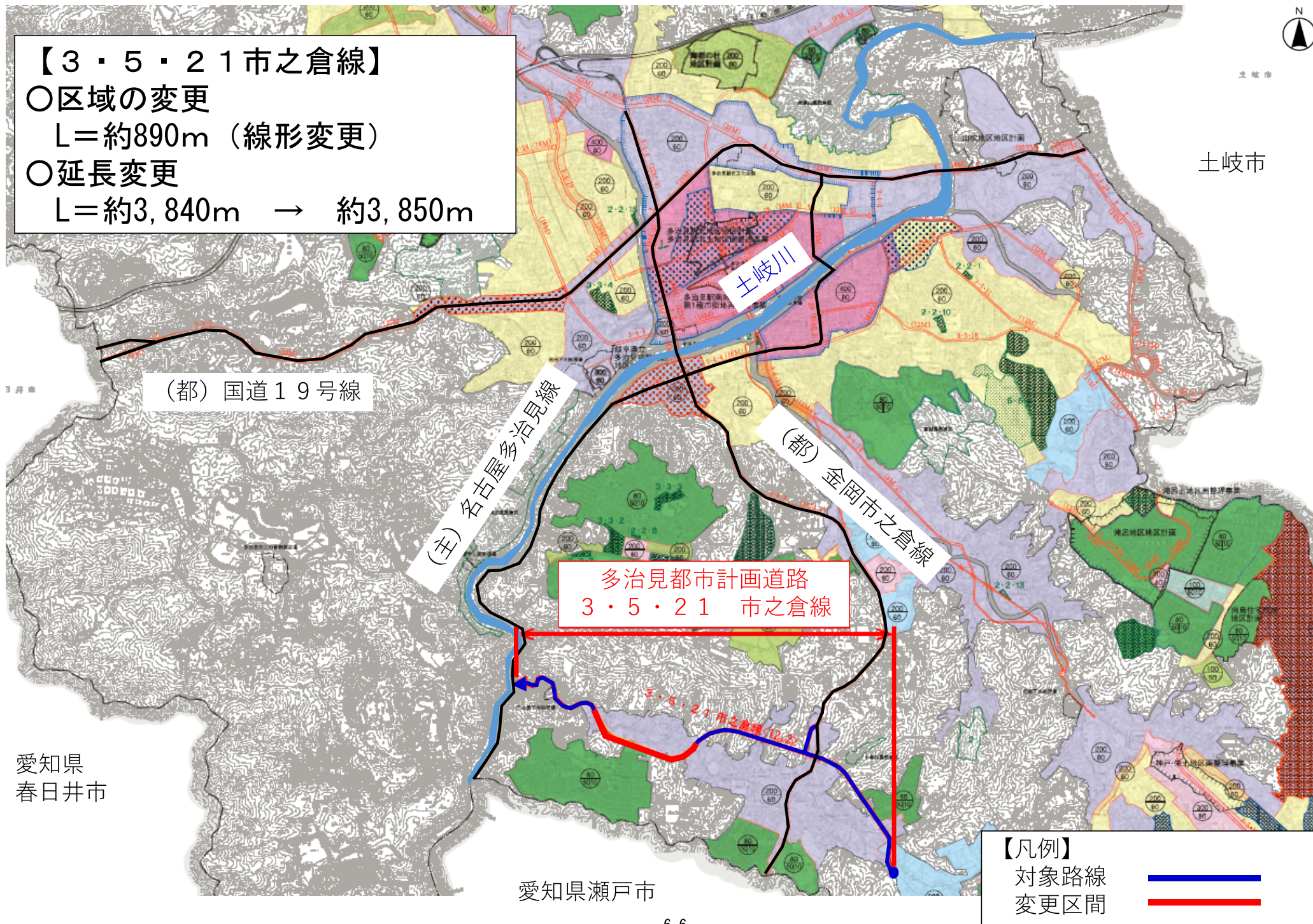
当該路線は、昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長期のおり、用途地域の拡大と交通量の増大に対応する都市施設として、昭和50年7月11日に起点多治見市市之倉町3丁目から終点多治見市市之倉町13丁目までの約3,600mを都市計画決定した。

また、当該路線は、県内でも有数の窯業が盛んな市之倉町地域内を横断する計画となっていたが、近年の市街化の動向と急激な交通需要の増加に対応する都市施設として、昭和60年7月12日に市之倉町の既成市街地内を避ける一部ルートの変更を行い、約3,840mを都市計画決定している。

当該路線の整備に対しては、昭和62年度に多治見市市之倉町10丁目から多治見市市之倉町12丁目までの約840m区間について道路事業として整備に着手しているところである。整備にあたり、事業者による詳細な計画の立案を行ったところ、一部の区間で崩落地に対して近接した切土となり、隣接する民家等へ土砂崩落や落石等の被害が懸念されるため、一部道路線形を変更する計画案が立案された。

このような動きを受けて、地域住民と合意形成が図られたことから、地域内への影響を最小限に抑えつつ、地域経済活動の主要な物流経路と安全かつ円滑な交通機能を担う都市計画道路として、良好な都市環境を保持するよう都市施設に関する都市計画の変更を行うものである。

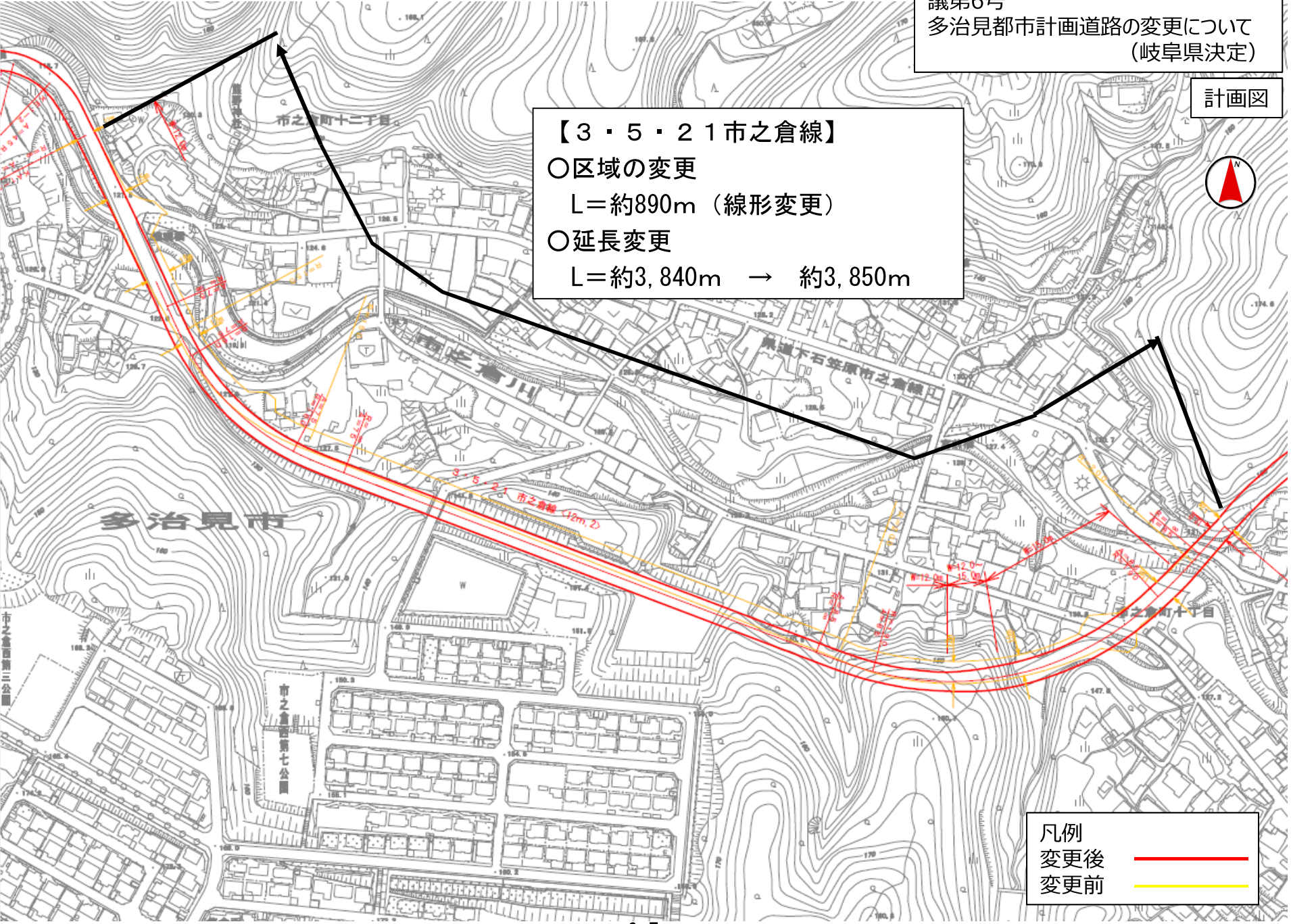
多治見都市計画区域総括図



議第6号
多治見都市計画道路の変更について
(岐阜県決定)

計画図

【3・5・21市之倉線】
○区域の変更
L=約890m (線形変更)
○延長変更
L=約3,840m → 約3,850m



凡例
変更後 ————
変更前 ————